

令和2年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和2年12月17日（木曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 第66号議案から第94号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）

日程第2 第95号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第3 第96号議案及び第97号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 成 重 博 文 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（1名）

- | | |
|------|-------|
| 15 番 | 菅 健 雄 |
|------|-------|

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	大 塚 栄 彦
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆

市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	田 中 良 久
市 民 課 長	黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	田 染 定 利
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	

環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	阿 部 幸 喜
農業ブランド推進課長	河 野 真 一
耕 地 林 業 課 長	黒 木 雄 二
建 設 課 長	早 田 博 昭
市参事兼上下水道課長	永 松 史 年
会計管理者兼会計課長	早 尻 真 一
農業委員会事務局長	尾 形 稔
選挙管理委員会・監査委員事務局長	佐々木 真 治
	藤 重 深 雪
市参事兼地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
市参事兼消防長	隈 井 智
総務課 参事兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植 田 克 己
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（河野徳久君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、第66号議案から第94号議案までを一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、井ノ口憲治君。

○総務委員長（井ノ口憲治君） 総務委員長報告を

いたします。

去る12月11日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第66号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は1億2,685万6,000円の増額で、補正後の予算総額は189億8,245万6,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費では、財政調整基金積立金が計上されています。

消防費では、県内全域による消防通信指令業務共同運用について、令和6年度の供用開始に向け、システム基本設計に係る負担金が計上されています。

一般会計全体では、給与改定、人事異動等による人件費の調整額が計上されています。

次に、地方債の補正については、文教施設災害復旧事業の追加及び小規模給水施設等整備事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、歳入20款雑入のG o T o 商店街支援事業補助金精算金についての質疑があり、執行部から、「国からの補助金は、事業の実施主体である市商店街連合会に直接交付され、市を経由しない仕組みである。しかし、事業開始前に補助金が交付されないため、事業執行に支障が出ないように、市が一旦、立替経費を補助し、事業完了後、市商店街連合会に国からの補助金が交付された後に、精算償還してもらう額である。なお、実施に当たり、補助対象外となる経費も幾分か発生することが想定される。事業の趣旨に合致し、適正と思われる対象外経費については、市がその分を補助することとしており、補助事業費300万円に対し、見込みで精算金を200万円としている」との答弁がありました。

また、大分県域消防指令業務共同運用における本市の市民及び消防本部にとってのメリットについての質疑があり、執行部からは、「消防指令業務の共同運用は県下全域の119番通報を、今後建設される大分市第3庁舎内の共同指令センター1か所で受信し、県内の各消防署等に出動指令を送信する仕組みである。

メリットとしては、大規模広域災害の際、単独本部に比べ対応能力が高まること、119番通報が集中する場合も受信能力が高まること、専従の通信員がいることで指令センターからの即応判断により、迅速

かつ円滑な出動指令が可能となること。また、本市では、消防職員が交代で通信業務に携わっているが、通信業務に人員を割かなくてよくなり、その分、訓練や地理調査等の充実が図られる」との答弁がありました。

審査の結果、第66議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第83号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処した職員に係る特殊勤務手当の特例措置を講じるものです。

審査の結果、第83号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第84号議案、豊後高田市収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第84号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第85号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置する場合は、消防長に届け出ることを義務付けるなど、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、市内の設備設置状況についての質疑があり、執行部からは「把握している市内の急速充電設備は、全出力50キロワットが1か所、20キロワットが2か所、家庭用充電設備的なものが2か所である」との答弁がありました。

審査の結果、第85号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長（中山田健晴君） 去る12月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件の審査を終了いたしましたので、その結

果を報告いたします。

第66号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なもの、総務費では、令和元年度事業における国庫支出金精算償還金などが計上されています。

民生費では、サロン活動の拠点施設に係る環境整備に対する補助を増額する経費及び国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計への繰出金などが計上されています。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行延期に伴うキャンセル料等を補助する経費が計上されています。

災害復旧費では、台風10号で被災した学校教育施設の災害復旧工事を行う経費が計上されています。

次に、債務負担行為の補正については、豊後高田市クリーンセンターの指定管理料及び資源ごみ再生業務の委託料などを追加しております。

審査の中で委員より、地域コミュニティ応援事業において、施設改修されるサロン名についての質疑があり、執行部からは、「田染池部サロン、田染平野サロン、檜林サロンの3か所である」との答弁がありました。

また、修学旅行の3密対策に伴い、追加した貸切バスでの乗車定員の状況についての質疑があり、執行部からは、「バスの座席に隣り合わせに乗らないことを基本とし、バスの乗車定員の2分の1以内の人数とした」との答弁がありました。

また、学校施設補助災害復旧事業について、3か所の屋上等の防水シートの剝離原因についての質疑があり、執行部からは、「経年劣化も考えられるが、台風による強風が直接の原因と考えており、今回、公立学校施設災害復旧費補助事業に申請したものである」との答弁がありました。

また、広域ごみ処理施設の関係で、今後、宇佐市及び国東市と処分料などの調整が必要と思われる。ごみ処理に係る委託料等も調査し、準備しておく必要があるのではないかと質疑があり、執行部からは、「宇佐市及び国東市のごみ処理関係の委託料等は把握していないが、今後、協議をしていきたい」との答弁がありました。

審査の結果、第66号議案のうち、本委員会付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案、令和2年度豊後高田市国民健康保険

特別会計補正予算（第2号）は、令和元年度に受け入れた保険給付費等交付金に係る精算償還金が計上されています。

審査の結果、第67号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、令和2年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度決算剰余金の法定積立をする経費などが計上されています。

審査の結果、第68号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案及び第71号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市高田体育センター及び豊後高田市クリーンセンターの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第70号議案及び第71号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第86号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるなどの見直しが行われるため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、条例改正の要点及び市民への影響についての質疑があり、執行部からは、「今回の改正は、給与所得控除と公的年金等控除の一部について、一律10万円引き下げ、全ての方に適用される基礎控除を10万円引き上げるものである。所得と控除額がそれぞれ10万円増えるため、差引きゼロとなるものである。ただし、所得が増えることで国税の軽減判定において軽減から外れる世帯が出る可能性があるため、軽減判定所得の算定式を改めるものである。影響を受ける方は、給与収入850万円以上、または年金収入1,000万円以上の方であり、本市の該当世帯は5世帯であるが、全て課税限度額に達しているため、実際の影響はない」との答弁がありました。

審査の結果、第85号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第87号議案、豊後高田市後期高齢者医療に関する条例及び豊後高田市介護保険条例の一部を改正する

条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第87号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告。

去る12月15日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案20件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第66号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なもの、衛生費では、市内2地区の小規模給水施設改修工事の経費が計上されています。

農林水産業費では、台風10号で被災した農業用施設の復旧に要する費用を補助する経費及び災害の発生予防・拡大防止を図るため、排水路ののり面保護等の改修に係る経費などが計上されています。

商工費では、G・O・T・O商店街事業に取り組む市商店街連合会を支援するため、国庫補助対象外経費やイベント等の立替経費を補助する経費及び昭和の町創業支援施設での創業希望者を支援するための補助金を増額する経費などが計上されています。

次に、債務負担行為の補正については、公営住宅管理代行委託料などを追加しています。

審査の結果、第66号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案、令和2年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、給与改定及び人事異動等による人件費の調整額が計上されています。

審査の結果、第69号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案から第82号議案までの公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場、豊後高田市勤労青少年ホーム、豊後高田市並石ダムグリーンランド、豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里、豊後高田市夷谷温泉、豊後高田市ヴィラ・フロスタ、豊

後高田市営改良住宅及び豊後高田市営特定公共賃貸住宅並びにそれらの共同施設、ぶんごたかだ新婚さん応援住宅及び共同施設、豊後高田市定住促進空き家活用住宅、豊後高田市定住促進子育て応援住宅及び共同施設、並びに豊後高田市立地企業従業員用住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、勤労青少年ホーム及び並石ダムグリーンランドの指定管理業務の内容についての質疑があり、執行部からは、「勤労青少年ホームは、施設の主な目的である勤労青少年の各種教養講座の開催と清掃など建物の管理である。並石ダムグリーンランドについては、簡易宿泊棟及び食堂の施設管理と宿泊者の受付や施設の清掃などである」との答弁がありました。また、並石ダムグリーンランドの簡易宿泊施設での宿泊者数についての質疑があり、執行部からは、「昨年の宿泊者数は35人である」との答弁がありました。

審査の結果、第72号議案から第82号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第88号議案、豊後高田市災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けて実施する1か所の工事費が40万円以上の災害復旧事業に係る受益者分担金のうち、農地については割合を10分の6から100分の15に軽減し、その他の施設については、分担金の徴収の対象から外すため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、4月1日に遡及することで適用となる事業件数についての質疑があり、執行部からは、「農地が1件、農業用施設が10件である」との答弁がありました。

また、該当農地の復旧内容についての質疑があり、執行部からは、「石垣が崩れ、水がためられない状況になっているため、復旧するものである」との答弁がありました。

審査の結果、第88号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第89号議案、豊後高田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正については、急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金の割合を改めるため、

12月17日

所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第89号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第90号議案、豊後高田市漁港管理条例の一部改正については、漁港の適正管理のため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第90号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第91号議案、豊後高田昭和の町創業支援施設条例の制定については、豊後高田昭和の町創業支援施設を新設するため、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、旧安東薬局はどのような店舗にしていくのかについての質疑があり、執行部からは、「当初、古民家を活用した民泊を検討していたが、国・県との協議の中で、当初から宿泊施設としての整備はできないといった指導があったため、創業支援施設として改修をしている。施設の1階は土間のオープンスペース、2階は和室であり、応募した方が民泊をしたいと言えば可能であるし、飲食店でも小売店でもどのような業種が入っても対応できる仕様となっている」との答弁がありました。

審査の結果、第91号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第92号議案、豊後高田市新町交流拠点施設条例の制定については、豊後高田市新町交流拠点施設を新設するため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、第92号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第93号議案、豊後高田市下水道事業の受益者負担金等に関する条例の制定については、下水道事業に係る会計の地方公営企業法の適用及び会計の一本化に合わせ、受益者負担金等の関係条例を一本化するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第93号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第94号議案、豊後高田市都甲住宅団地給水施設条例の制定については、都甲住宅団地に給水施設を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第94号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付しています採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものの各議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野徳久君） 日程第2、第95号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第95号議案の令和2年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、1,344万7,000円の増額で、補正後の予算総額は189億9,590万3,000円となります。

補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けているひとり親世帯を支援するため、国のひとり親世帯臨時特別給付金の第2回目を支給するものでございます。

支給額は、1世帯につき5万円で、第2子以降につきましては、1人につき3万円の加算がござい

ます。対象世帯は約200世帯で、支給予定日を12月23日としているところでございます。

なにとぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第95号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

ただいま市長から追加提案されました一般会計補正予算第95号議案です。

これを今説明のとおりコロナ対策でひとり親世帯に対して、追加して臨時特別給付金を交付するという事なんです、ご承知のようにひとり親世帯が一番生活に困っているということで、政府の判断に基づくものなんですけれども、今の説明では支給世帯が約200世帯とありました。それで、実態として、申請しなくてもすぐ交付できるわけなんですけれども、ひとり親世帯の中で子どもが1人の世帯、2人の世帯、3人、4人、5人以上というように分けてもらったら、どういう実態なのか。申請しなくても交付するようになっていきますので、なるべく早く交付してもらいたいと思いますが、それはすぐできるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（河野徳久君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、第95号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第7号）のひとり親世帯への臨時特別給付金についてお答えをいたします。

まず、ひとり親世帯の現状といいますか、子どもの数等でございますけれども、子どもがお一人の方、お二人の方、三人の方というところまでは、ちょっと詳しくは把握は現在しておりませんが、先ほど、市長が提案理由で説明いたしました約200世帯でございます。これは基本的に子どもさんがお一人いるということでございます。そして、第2子以降の子どもさんでございますけれども、プラス100人いらっしゃいます。

そして、2点目の早く支給をとということでございますけれども、これも先ほど市長が提案いたしましたように23日を支給日に予定しております。

これにつきましては、本日議決をいただきました

ら早急に対応いたしまして、あと財務システムの関係、会計課の関係、そして指定金融機関、振込金融機関の関係もございますので、正確に、確実に振込させていただくよう、23日に予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 1人、2人、3人など、それぞれは正確に把握はしていないけれども、総体では分かりました。私の概算では、約200世帯で1人の子どもがいる方であれば、1人5万円ですから、200世帯で1,000万円と。あと2人、3人目、4人目、5人目など合計で約100人おると、100人おれば、第2子以降については1人3万円追加ということで、100人で300万円と。合計、今度の補正予算ではひとり親世帯では豊後高田市内では1,300万円が23日までに支給されるということですね。

よく分りましたので、これで質問を終わります。

○議長（河野徳久君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第95号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（河野徳久君） 日程第3、第96号議案及び第97号議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第96号議案の豊後高田市いじめ問題第三者調査委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定する重大事態が市内の小学校または中学校で発生した場合、その事実関係を明確にするための調査機関として、優れた識見を有す

12月17日

る者で構成する第三者調査委員会を設置するものでございます。

第97号議案の豊後高田市いじめ問題再調査委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定する重大事態の調査結果に対し、その対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認める時に行う再調査の機関として、優れた識見を有する者で構成する再調査委員会を設置するものでございます。

なにとぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、第96号議案及び第97号議案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石でございます。

今、提案されました2つの議案ですが、重大ないじめが発生した場合は、第三者による調査の委員会を設置するという事なんですけれども、3つほど質疑をしたいと思えます。

この条例は公布の日から施行するという事なんですけれども、いつ公布をする考えなのか、1つです。

2つ目が、第2条の中に、この第三者調査委員会の中に所掌事務のことを2つ書かれていますね。この中の1つが重大事態に係る事実関係の調査をする事あるんですけれども、重大事態に係るようないじめが起こった時に第三者委員会をつくって、その事態について調査するわけなんですけれども、市民に分かるように重大事態、この調査委員会に諮るようないじめというのは、どういうようないじめのことをいうのか、市民に分かってもらったらと思いますので。

それから、もう1つは、その他教育委員会が必要と認める場合についても、ここで諮るとなっているんですけれども、その他というのは、どういうふうに私たちが理解したらいいのか、これが2つ目の質問です。

もう1つは、もう今年、今12月ですから、昨年

度と今年度で、今日、議決するこの条例が制定した場合に該当するような事例が、この2年間で豊後高田市内ではあっているように判断できるのか、いや、豊後高田では今のところ、この2年間はこういう該当するような案件はないということなのか、市民も知りたいところなので、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（河野徳久君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、第96号議案、豊後高田市いじめ問題第三者調査委員会条例制定に関する大石議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の公布日についてであります。本日議決をいただきましたら、即日公布というふうにしたいと考えております。

それから、2点目の所掌事務の内容の中で重大事態につきましては、重大事態の定義としては2点でございます。

1つ目が、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

2点目が、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時というふうに法律によって定められております。

それから、その他教育委員会の認める事項につきましては、再発防止に関する提言等を考えております。

3点目の昨年度と本年度の中で、こういった事案が起こっていたのかということにつきましては、今のところ、これに該当するところというのは起こっていないというところであります。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） 質疑を終わります。）

○議長（河野徳久君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第96号議案及び第97号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野徳久君) ご異議なしと認めます。

よって、第96号議案及び第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(河野徳久君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野 徳 久

豊後高田市議会議員 成 重 博 文

豊後高田市議会議員 中山田 健 晴